

令和8年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和8年3月3日（火）
開会 午後2時
閉会 午後2時40分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、坂田 豊樹、櫻井 由典、渡邊 政志、片渕 卓三、
川村 つよし、日比野 和雄、山下 幹雄、若杉 たかし、田中 光美、
河口 美智子、相羽 かよ子
13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 伊藤 秀記、都市整備部主幹 西尾 敦、
都市計画課長 永尾 幸市、公園農政課長 北村 孝樹、
都市計画課長補佐 小菅 匡範、都市計画課主査 菱田 和明、
公園農政課主査 酒井 大之
- 7 議題
(1) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について
(2) 第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定について
- 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	<p>皆様、大変お待たせいたしました。</p> <p>定刻となりましたので、只今から、「令和8年第1回尾張旭市都市計画審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>私は、都市整備部長の伊藤と申します。よろしくお願いいいたします。本日は、大変お忙しい中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、以後は着座にて失礼いたします。</p> <p>さて、本日は、次第にありますとおり、審議事項が2件となっております。</p> <p>まずはじめに、皆様に連絡事項が2点ございますので、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>都市計画課長の永尾と申します。よろしくお願いいいたします。</p> <p>私から2点御連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目は、「会議の公開について」でございます。</p> <p>本会議は、公開の対象となっております。会議開催後には、本日の会議録などの資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほ</p>

	<p>ど、よろしく願いいたします。</p> <p>次に2点目は、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の「次第」が1部、次に、「第1号議案」の資料が1部、次に、「第2号議案」の資料が1部、次に、第2号議案に関する参考資料1、2がそれぞれ1部、また、机上に配布させていただいております、参考資料3、4、5となります。</p> <p>以上、大変多くの資料となっておりますが、資料の不足は、ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
事務局 (都市整備部長)	<p>続きまして、本日の出席者につきまして御報告いたします。</p> <p>委員13名のうち、全員の方に御出席をいただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本日の出席者につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、恐れ入りますが参考資料3と4にて御確認いただきたいと思います。</p> <p>それでは、会議を進めてまいります。会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に、「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、以後の会議の進行につきましては、本審議会の会長であります水津様をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、水津会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>皆様、本日は、雨の中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>次第の2、議事録署名者の指名に移りたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名者には、片渕委員と、田中委員のお二方を指名させていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第の3、審議事項に移りたいと思います。</p> <p>まずはじめに、第1号議案から事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (公園農政課主査)	<p>それでは、第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」について御説明いたします。</p> <p>こちらは、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）を行うものとするとして、本審議会へ付議するものでございます。</p> <p>ページをおめくりください。1ページでございます。</p> <p>それでは、変更の内容について御説明いたします。</p> <p>上から2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、変更後の指定面積を、表にありますように約2.5ha</p>

にしようとするもので、その理由が下記に記載してございます。

今回は、制限解除に伴う、都市計画生産緑地地区の変更を行おうとするものです。

理由について読み上げます。「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。」としてございます。

ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。

「生産緑地地区の変更理由書」となっております。

冒頭にその定義や指定要件などがあります。

ページ中ほどの4を御覧ください。

生産緑地地区の都市計画変更の主な理由がいくつか列記してございます。この理由の中で、今回の変更は①「買取申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合。」に該当します。

なお、①の買取申出というのは生産緑地の指定を受けた地権者がいつでも申し出ることができるというわけではなく、中段下の大きな括弧書きの中にありますように、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合、若しくは、農林漁業の主たる従事者の死亡、又は従事することを不可能とさせるような故障、例えば病気などを有することになった場合に限られます。

今回の買取申出は1件ございまして、指定後30年経過したことが理由になります。

なお、その手続としましては、市へ買取申出書が提出され、市の関係課及び愛知県へ買取の照会を行いました。買取希望はなく、また、尾張旭市農業委員会にも買取のあっせんを行いました。不成立でありましたので、生産緑地法で定める手続に従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。

次に資料の3ページ、変更状況調書を御覧ください。

まず、上段の表「生産緑地地区の一団数及び面積」です。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の「変更前」にありますとおり、一団数が27団地、面積26,456㎡を指定しているところでございます。

今回の変更によりまして、一団数が1団地減少、面積として1,219㎡の減少となり、表の「変更後」のとおり、26団地、面積25,237㎡となるものでございます。

次に、下の表の「箇所別調書」を御覧ください。変更の説明になります。

一団番号6-5の、除外面積1,219㎡、でございます。こちらは、先ほど御説明いたしました「変更理由」の①買取申出に当たり、生産緑地に指定されてから30年を経過したことにより、制限

	<p>が解除されたものです。</p> <p>次に、ページは飛びますが、資料5ページを御覧ください。折り込んであります、A3サイズの総括図です。市全体の生産緑地地区を図示したものです。その中の○印箇所が、今回、変更する生産緑地地区の一団番号6-5、南原山町赤土地内になります。</p> <p>資料の6ページは計画図で、より詳細な位置図となっております。</p> <p>最後にこの生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、資料はお戻りいただいて4ページを御覧ください。</p> <p>左側、事項の一番上の段、愛知県との事前協議につきましては、令和7年10月23日に行い、すぐ下の段、令和7年11月17日に意見のない旨の回答を得てございます。</p> <p>その下、都市計画法第17条に基づく公告・縦覧ですが、変更案縦覧の公告を令和8年2月4日に行い、案の縦覧を2月4日から2月18日までの2週間行いました。</p> <p>縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>最後に一番下の段ですが、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、愛知県への本協議を経て、令和8年4月中旬を目途に市の告示を行う予定でございます。</p> <p>以上で、「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(質疑応答なし)</p> <p>それでは、御意見等もないようですので、採決を行います。</p> <p>第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員により、可決することといたします。</p> <p>これで、第1号議案の審議が終了しました。</p> <p>説明を終えた事務局は退席をお願いいたします。</p> <p>続きまして、第2号議案に移ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (都市計画課主査)</p>	<p>それでは、まずはじめに、参考資料1「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン策定スケジュール」を御覧ください。</p> <p>本日の都市計画審議会は、都市計画マスタープランの策定前における、最後の手続となりますので、改めてこれまでの策定経緯を振り返り、御説明させていただきます。</p> <p>まず、表の1行目を御覧ください。</p> <p>本計画の検討に当たっては、令和6年7月から計4回の市民ワークショップを開催し、今後のまちづくりに対する市民の御意見を伺</p>

いました。

表の6行目、7行目にありますとおり、計画の策定体制として、庁内検討組織である「庁内策定部会」と、学識経験者や各種団体の代表者で構成する「尾張旭市都市計画マスタープラン策定検討会議」を組織し、庁内策定部会に関しては、本日までに計9回、策定検討会議に関しては計5回の会議を開催し、検討を重ねてまいりました。

また、表の下から2行目の「都市計画審議会」に関しましては、令和6年度は2回、令和7年度は12月に、本計画の検討状況について報告を行い、御意見を伺いながら計画策定を進めてきました。

表の5行目の「パブリックコメント」を御覧ください。

前回の都市計画審議会での報告後、12月8日から1月6日まで、パブリックコメントを実施し、様々な御意見をいただきました。

いただいた御意見を踏まえ、計画の最終案を整え、庁内会議、策定検討会議に諮った後、本日の諮問に至っているところです。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本日の会議結果を踏まえた最終的な調整を行い、3月末に公表を予定しております。

それでは、お手元に「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン(案)」と参考資料2「第三次尾張旭市都市計画マスタープラン(素案)に対する御意見と市の考え方」を御準備ください。

パブリックコメントについては、令和7年12月8日から令和8年1月6日まで実施し、3名の方から38件の御意見をいただきました。非常に多くの御意見をいただきましたので、時間の都合上、本日は前回会議から修正を行った箇所等、主なものについて、御説明します。

まずは、表紙を御覧ください。計画書のタイトルを漢字表記の「第三次」に修正しております。これは、パブリックコメントでの御意見ではありませんが、本市全体に係る今後の方針となり、「本市の発行する計画書の「第●次」の表記は、漢字表記に統一すること」となりましたので、これに対応し、本計画のタイトルにつきましても、第三次と漢字表記に修正しました。

次に同じく、計画書の表紙を御覧ください。参考資料2、番号1です。

御意見は、「計画期間の表記については、元号のみではなく、西暦を並記したほうが良い。」というものです。

これに対応し、計画期間を令和8(2026)年度～令和17(2035)年度に修正しました。

次に、4ページです。参考資料2、番号3です。

御意見は、「尾張旭市第六次総合計画の記載について、単ページごとに読んでもわかりやすい内容としてほしい。」というものです。

これに対応し、総合計画からの抜粋部分につきましては、単ページごとであっても分かりやすくなるよう、見出しのデザインの変更

や、抜粋箇所を枠で囲むなどの修正を行いました。

また、4行目からの文章につきましては、「本計画は、以下の尾張旭市第六次総合計画のめざすまちの未来像の実現のため、まちづくりの基本方針や8つある基本目標のうち、都市基盤分野である基本目標4の達成につながる計画とします。」に修正しました。

なお、このページで「02 尾張旭市第六次総合計画の実現に向けて」という見出しのデザインを変更したように、計画書全体を通して、見出しのデザインの統一や変更を行っております。

次に、40～41ページです。参考資料2、番号13です。

前回会議やパブリックコメント時には未完成であった、まちづくりの理念を表すイメージパース図が完成しております。

このイメージパースは、ページ左側の理念に記載のとおり、市民一人ひとりの主体的な活動がまちじゅうを使って行われることで、自分らしい暮らしが実現され、「楽しさ」「居心地のよさ」「にぎわい」を生み出す都市をめざし、緑豊かで美しく、人と人のつながりから生まれる幸福感によって、笑顔があふれる、公園のような都市の姿をイメージし、作成しております。

パブリックコメントでの御意見は、「イメージパース図について、市東部を流れる愛知用水も水辺として有効であり、図の中に表現できると良い。」というものです。

これに対応し、図の右側の一部に愛知用水のイメージを加えました。

次に、42ページです。これは、パブリックコメントの御意見ではありませんが、「目標Ⅰを「住環境」としていることから、目標Ⅱ「緑・水辺・環境」についても、緑・水辺といった個別要素の単語を用いるのではなく、目標Ⅰと同じように、より包括的な視点を持ち、目標Ⅱ「自然環境」とした方が良い。」と庁内において意見がありました。

これに対応し、目標Ⅱ「自然環境」に修正し、計画書内の全ての該当箇所を同様に修正しました。

また、各目標の内容をイメージしたイラストも完成し、加えております。

次に、56ページです。参考資料2、番号19です。

御意見は、「市の西部の市街化調整区域にある霞ヶ丘町北地区、この図では、灰色の「既成市街地地区」と表示された地域となりますが、この場所を、市街化区域に見直して頂けないか。」というものです。

これに対しては、ページを少し戻り、45～46ページを御覧ください。

本市の人口は緩やかに減少することが見込まれ、46ページの「住宅用地の規模」に記載のとおり、本計画の計画期間内に必要な住宅用地は、現在の規模を上回ることはないと予想されることから「現在の住宅用地の規模を維持する」としております。

このため、いただいた御意見に対しては、市街化調整区域につい

ては、住宅地用地として市街化区域に編入する考えはないことを回答しました。

次に、78ページです。参考資料2、番号29です。

御意見は、「目標Ⅲの方針1 主な取組(2) ③歩行空間の再配分について、自転車の記載がされておらず、自転車と乗用車が同じ空間にあると交通事故も心配である。」というものです。

これに対応し、③歩行空間の再配分の記載を「歩行者や自転車利用者が安全で快適に移動できるよう、限られた道路空間の中で車道・歩道・自転車走行空間の適切なバランスを検討し、人を中心とした居心地の良い歩行空間の創出を図ります。」と「自転車」について表記を追加修正しました。

次に、82ページです。参考資料2、番号30です。

御意見は、「①三郷駅周辺まちづくりについて、お金がかかりすぎるので再開発計画は凍結すべき。」というものです。

これに対しては、計画の修正はありませんが、市の考え方として「三郷駅周辺まちづくりは、上位計画である第六次総合計画において、楽しさを感じるまちづくりのために重点的に実施する主な取組（重点パッケージ）に位置付けられており、本計画においても、三郷駅周辺を将来都市構造における中心拠点として位置付け、本市の顔としてふさわしい、活力があふれるまちづくりの実現をめざしてまいります。なお、今後も社会情勢の変化を注視しながら事業を進めてまいります。」と回答しました。

次に、83ページです。参考資料2、番号31です。

御意見は、「このページの本文中に、「にぎわいの拠点」、「駐車場の整備」などの言葉が見られるが、休日などに人を呼び込み賑わうことで、ゆったりとした住環境が脅かされる心配もある。周辺地域住民の理解は得られているのか。」というものです。

これに対しては、計画の修正はありませんが、「大規模な公園緑地におけるオープンスペースを活用したにぎわいの創出につきましては、本市の魅力をもっと高めるために必要な取組であること。また、矢田川河川緑地の活用における駐車場の整備につきましても利便性の向上において必要な取組であると考えており、実施にあたっては、周辺住民の理解を得ながら進めてまいります。」と回答しました。

次に、85ページです。参考資料2、番号32です。

御意見は、「目標Ⅳの方針2 主な取組(2) ①歴史的資源の保全や活用について、パブリックコメント時には参考写真を2枚掲載しておりましたが、写真が2つしか無いことに、具体策の検討が弱いのではないか。社会教育の部署ともっと連携し、活用資源がどれだけあるか検討を深めて欲しい。」というものでした。

これに対しては、いただいた御意見を踏まえ、関係部署と情報共有を図ることとし、その他の歴史資源の参考写真を新たに2枚追加しました。

なお、この4枚の写真は、第5章 地域別の取組で区分した東

	<p>部・中部・西部・南部ごとに、1箇所ずつ掲載をしたものです。</p> <p>次に、86ページです。参考資料2、番号33です。</p> <p>御意見は、「目標Ⅳの方針2の上段のコラムについて、出典があると良い。」というものです。</p> <p>これに対応して、いただいた御意見を踏まえ、出典を記載しました。</p> <p>以上、前回会議から修正を行った箇所等、主なものについて説明しました。</p> <p>なお、パブリックコメントでいただいた御意見のうち、ただいま説明した以外のものについては、御意見の内容が、既に計画書の中に記載があるものに対しては、その該当箇所を回答しています。</p> <p>また、個別具体的な取組の提案があったものに対しては、「関係部署と情報共有を図るとともに、今後の具体的な取組の検討の参考にさせていただきます」旨を、回答していますので、説明は割愛させていただきます。</p>
事務局 (都市計画課長補佐)	<p>冒頭の説明が省略されていたので、改めて説明させていただきます。今回の議案は、第2号議案、第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定についてとして、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、第三次尾張旭市都市計画マスタープランを策定するに当たり、尾張旭市長から付議があったので、本審議会の御意見を求めるものでございます。</p> <p>ただいま、説明のあった計画書の本編につきまして、本審議会の御意見を賜りたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>都市計画マスタープランについては、私も策定検討会議の会長として、関わっておりますのでひとことお話させていただきます。</p> <p>まず、読みやすい計画書を目指して、様々な工夫をしてきました。パブリックコメントでいただいた御意見も読みやすさにつながったと思います。</p> <p>今回の都市計画マスタープランでは、「ともにつむぐ 笑顔あふれる 公園都市」として、前半は第六次総合計画とほぼ同じですが、後半は「公園都市」というかつて使われていた言葉を使い、まるで公園のような緑や笑顔あふれるまちを目指していきたいという理念を掲げました。</p> <p>人口減少下において、現状のサービスを維持し、この理念を実現していくことは、厳しい状況です。</p> <p>今後は、行政だけでなく、市民や市議会が一体となってまちづくりを進めていくことで、公園都市の理念が実現していくことが重要だと思えます。</p> <p>そのような点を踏まえた上で、御意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
山下委員	<p>4～5ページのイラストと42～44ページのイラストでは、テイストが異なっているように感じます。何か意図がありますか。</p>

事務局 (都市計画課長)	4～5ページのイラストは第六次総合計画からの抜粋になりますので、特に意図はありません。
議長	他はいかがでしょうか。
川村委員	参考資料2の30番、31番について、もう少し詳しい説明をお願いします。
事務局 (都市計画課長)	30番の三郷駅周辺の再開発計画の凍結に関する御意見につきましては、回答の内容が全てですが、三郷駅周辺の再開発計画は、第六次総合計画にも位置付けられており、これまでも再三にわたり、事業を進めていくと明言しております。そして、今後の社会情勢も注視しながら、柔軟に対応し、事業を進めていきます。
事務局 (都市整備部長)	補足になりますが、現業労働力の確保が困難ではないかという御意見につきましては、その辺りの見通しも立てた上で、事業を進めています。
議長	31番については、どうでしょうか。
事務局 (都市計画課長)	大規模な公園緑地の魅力の向上についてということで、計画書83ページです。ここでは、大規模な公園というのは、本市の公園都市の中でも中核をなすものだと考えております。こういったところで、市の考え方として大規模な公園緑地のオープンスペースのにぎわいの創出を図っていきたくと全体を通して記載しています。個別の矢田川河川緑地等については、83ページに方向性をしっかり記載しましたので、ここを読んでいただければ、市の考え方が伝わると思います。
議長	他に、御意見、御質問はございませんか。 いくつか御意見、御質問をいただきましたが、計画書の内容に対して、大きな修正が必要となる御意見はないようでしたので、本審議会としては、原案に対して「意見なし」ということで、御異議ございませんでしょうか。 (委員「異議なし」の声) それでは、第2号議案は、異議なしとして、原案可決とします。以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。続きまして、次第の4、その他に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。
事務局 (都市計画課長)	審議事項について、ありがとうございます。 それでは、事務局より1点、御案内をさせていただきます。 都市計画審議会の委員の任期につきましては、2年間となっております。この3月の末日をもって全体の委員改選が行われます。 委員の皆様におかれましては、2年間、また、前回会議からの短い任期の委員の方もおられ、大変恐縮ではございますが、当審議会の運営に御協力を賜りましたことを、御礼申し上げます。 委員改選につきましては、3月末日までに選任事務を行います。 引き続き、御協力をいただく委員の方もいらっしゃると思いますので、何とぞ、御協力をよろしくお願いいたします。 その他事項といたしましては、以上でございますが、令和2年度より6年間にわたり、会長を務められた水津委員に最後にひとこと

	<p>頂戴したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>そもそも都市計画とは何だろうかということで、改めて考えてみて、都市計画が目指していることは何か、近代に入りどのように遷移していったのかを調べてみました。</p> <p>20世紀の初めの頃は、下水道等の衛生面をしっかりと完備させる、土地的な出自をはっきりさせることが、大きな目標でした。</p> <p>次に、20世紀の中頃は、戦後の復興の中で工業化が進み、経済が発展すると同時に、福祉を均衡させなければならないということが目標になってきました。</p> <p>次に、20世紀の後半の頃になると、合理化や経済発展の中で、都市の魅力が希薄になっていったのを取り戻そうと、大規模なプロジェクト型の再開発が都市計画の目標になってきました。</p> <p>そして、現代では、地球環境の持続性や過疎化に対する政策、市民参加型のまちづくりが目標になってきました。</p> <p>都市計画と言っても、時代の流れの中で、人々が大事にすることが変わってきているということが分かりました。</p> <p>今年度で都市計画審議会の委員は辞めますが、私が関わっている三郷駅前まち育てプロジェクトは、もうしばらく続きます。</p> <p>そこで行っていることは、人にフォーカスしたまちづくりです。</p> <p>あるまちを見てみると、住んでみたい、住み続けたい、居心地が良い、楽しいと思えるまちというのは、建物や風景が素晴らしいということもありますが、最も人の心を打つのは、そこにいる人がまちを楽しんでいる姿です。ハード面において、楽しめるまちをつくるということも重要ですが、三郷駅前まちづくりプロジェクトでは、まちを楽しめる人をいかに増やすかというのを主眼にしています。まちを楽しむ人を見た人が育ち、それが続いていくような状況を目指し、まち育てをしています。</p> <p>先ほどの都市計画の流れからいっても確かにそういう時代なのだなと実感しています。</p> <p>今後は、まちづくりという形で皆さんとどこかでお会いするかもしれません。その時は、よろしくお願いします。6年間、どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、これを持ちまして、令和8年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆様、大変お疲れ様でした。</p>